

こども・子育て どまんなか 条例

—制定までの歩みと条文の内容について—

「見附市こども・子育てどまんなか条例」制定にあたり

「見附市こども・子育てどまんなか条例」は、「見附市子ども・子育て条例制定検討委員会」を設置し、委員が議論、検討した内容をもとに策定しました。また、こどもたちの意見交換やアンケートなど、様々な意見を条例の内容に反映しました。

また、「助けを必要とするこども・保護者」の支援に留まらず、「全てのこども・保護者」を対象として取り組むこと、公的機関などが行う具体的な施策だけではなく、それぞれの立場で「できることをやっていこう」という検討委員会の思いを表すものとして、委員の採択のもと、「こども・子育てどまんなか条例」を制定しました。

※「こども」と「子ども」「児童」の表記について

本条例及び解説では、こどもが主役となる条例であるため、こども自身がこの条例に親しみを感じられるよう、ひらがな表記で「こども」という表記で統一していますが、他の法や条例等において「子ども」と表記されているものについては「子ども」と、「児童」と表記されているものについては「児童」と記載しています。

※「ですます調」の表記について

本条例では、より多くの人に本条例の内容を知ってもらい、協力してもらえるよう、「ですます調」を用いて、読みやすい表現で規定しています。

目 次

1 条例制定の背景	P3
2 条例制定より目指すもの	P3
3 検討のプロセス	P3
前文	P6
第1章 総則(第1条-第3条)	P9
第2章 地域社会等の役割(第4条Ⅺ-第8条)	P14
第3章 こども・子育てを支える環境づくり(第9条-第14条)	P22
第4章 こども・子育てを支える施策の推進 (第15条-第19条)	P26
第5章 雜則(第20条)	P29

I. 条例制定の背景

近年、急激に少子化が進んでいます。このことが見附市においても喫緊の課題です。また、児童虐待の増加、子どもの貧困問題、更にはヤングケアラー等、子どもを取り巻く課題が複雑多様化し、深刻化しています。核家族化、地域住民との関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、家庭の子育て力や、地域の子育て機能が低下し、保護者の子育てに伴う負担や不安、孤立感も高まっている現状があり、少子化が進む要因の一つになっていると考えます。

全ての子どもは、見附市の明日への活力と喜びにつながる地域の宝です。そして、子どもは、一人ひとりが様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。

これまで見附市では、「共創郷育」の理念のもと、おとなが総がかりで子どもの育ちを支えてきたところです。改めて、市が、一人ひとりの子どもや親に寄り添いながら、子ども自身が自らの力で育つことができることを支援し、また、子育て家庭を丸ごと応援するための様々な子育て環境を整備し、子どもを保護者や行政はもちろん、地域や企業を含めみんなで支えていく体制を築けるよう子ども・子育て支援施策を進めることができます。

2. 条例制定により目指すもの

見附市の未来を担う子ども一人ひとりが、かけがえのない存在であり、主体的に生きる権利を持つ存在であることを、子ども自身を含めて市民全員が確認し、共通認識を持つことを目指します。

子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、地域住民、学校・園及び事業者の役割を明らかにすることにより、地域みんなが子育てに関心を持ち、全ての子どもが心身ともに健やかにのびやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じができる笑顔あふれる社会の実現を目指します。

3. 検討のプロセス

(1) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会を設置

- ① 有識者:新潟県立大学 小池由佳教授(新潟県こども条例有識者会議委員)
- ② 保護者(公募市民)、地域コミュニティ、学校、園、人権関係団体、ボランティア団体、企業(15名)

③ 名簿

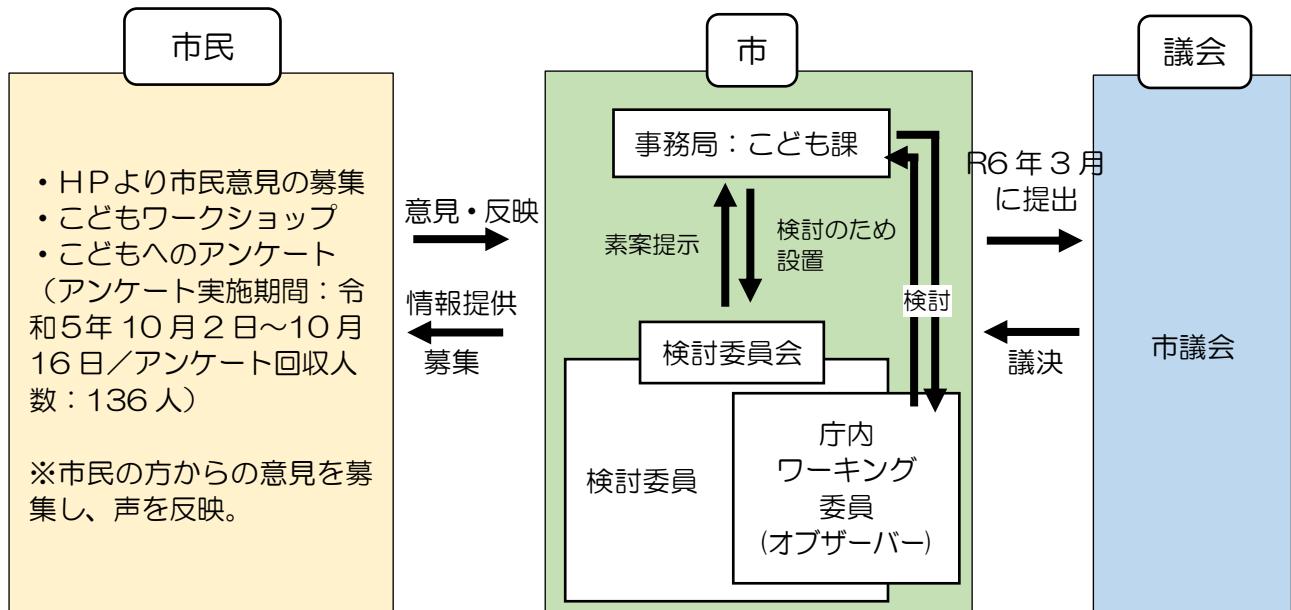
区分	氏名	役職等
学識経験者	小池 由佳	新潟県立大学人間生活学部こども学科教授
事業所	坂井 敏郎	見附建設業協同組合 理事長
事業所	笠松 宏一郎	株式会社ミカサ 株式会社サンプラス ト三笠 代表取締役社長
地域コミュニティ	吉田 淳志	葛巻地区まちづくり協議会 こども育成部会副部会長
ボランティア団体	中澤 てい子	保育サービスあっぷつぱつ 代表
人権擁護委員	長谷川 綾子	人権擁護委員
障害福祉サービス事業所	小林 美枝	新潟県中越福祉事務組合 まごころ学園長
主任児童委員	岩本 喜久子	見附市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員
学校	今井 渉	見附市校長会副会長・見附中学校長
園	倉重 圭介	見附市保育事業研究会長・わかくさ中央こども園長
福祉行政	齊藤 高史	見附市社会福祉協議会 次長
市民	武石 亜矢子	市民委員（一般公募）
市民	高野 美穂	市民委員（一般公募）
市民	内海 真友子	市民委員（一般公募）
市民	田邊 康夫	市民委員（一般公募）

④ 会議

回 数	開催日	内 容
第1回	11／13（月）	制定について 条例構成案の検討
第2回	12／26（火）	条例骨子案の検討

(2) 検討体制

市民の皆さんと一緒に「見附市こども・子育てどまんなか条例」の制定を進めました。具体的には、以下の検討体制により条例内容の構築を進めてきました。



↑ 令和5年8月22日にプレイラボみつけで開催したワークショップ「子どもの権利条約について」の様子



↑ 検討委員会の様子

(3) パブリックコメントの実施

令和6年1月15日(月)～2月13日(火)にパブリックコメントを実施し、4名から25件の意見が寄せられました。(通常のパブリックコメントは25件、こどもパブリックコメントは0件)

- 条例案に反映するもの 15件
- 実施段階等で参考とするもの 1件
- その他記述を変更しなかったもの 9件

前文

全てのこどもは、見附市の明日への活力と喜びにつながる地域の宝であり、一人ひとりが様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。

こどもは、おとなと同様に権利の主体として尊重され、基本的人権や児童の権利に関する条約の4つの原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」等が保障されなければなりません。また、こども自身がその権利について自覚し、自分の存在に自信と誇りを持つことが大切です。そして、自分の権利が守られることで、全ての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。

おとなは、こどもが権利を保障され、社会の一員として自分の意見を自由に表明することができる存在であることを理解し、こどもに伝えていくことが必要です。こどもの権利について、こども自身を含めて、市民全員が共通認識を持つことが大切です。そして、こどもを独立した権利の主体として尊重し、その意見を受けとめ、大切にし、こどもにとって何が最も良いことなのかを考え、自立に向けて成長を支えていくために、こどもに関する取組や施策を強く進めていく必要があります。

見附市ではこれまで、学校と家庭、地域の連携を強化し、地域の人材と資源を活かして教育の質の向上を図る「共創郷育」の理念のもとで、おとなが総がかりでこどもの育ちを支える取組を推進してきました。

改めて、こどもの権利や子育て支援の基本理念を示すことで、市民全員が子育てへの関心をさらに高め、こども・子育てを社会の「どまんなか」におきながら、保護者、行政はもとより、地域、事業者等社会全体でこどもや子育てを支え、こどもが「見附市に育ってよかった」と誇りを持ち、子育て世代が「見附市に住みたい、住んでよかった」と思えるまちの実現を目指して条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の趣旨を明らかにするため、基本原則、意図を定めています。また、目指すべきまちの姿を示して、その実現に向けて取り組んでいくための決意を宣言しています。

第1段落では、こどもは見附市の宝であり、かけがえのない存在であること述べています。前文の冒頭で、子どもの存在意義を示すことで、こどもはもとより、この条例を目にする方全てに対し、こどもが「大切な存在」であることを伝える意図があります。

第2段落では、子どもの権利は、この条例の制定により認められるものではなく、誰もが生まれながらにして持っているものであり、日本国憲法や児童の権利に関する条約、子ども基本法及び児童福祉法で保障されているものと述べています。人が人として生きるために必要不可欠な様々な権利のことを基本的人権といい、日本国憲法においては、人は生まれながらにしてこの基本的人権を有するものとされています。こどもも一人の人間として、基本的人権を有しています。

◆ 「子どもの権利」とは

子どもの権利とは、子どもがもつ人権のことです。児童の権利に関する条約では、以下の4つの原則があります。

① 差別の禁止（差別のないこと）

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況等どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

② 子どもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。

④ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

また、条約の定める権利には、大きく分けると以下の4つの権利があります。

① 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられる等、命が守られること

② 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

③ 守られる権利

紛争に巻きこまらず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働等から守られること

④ 参加する権利

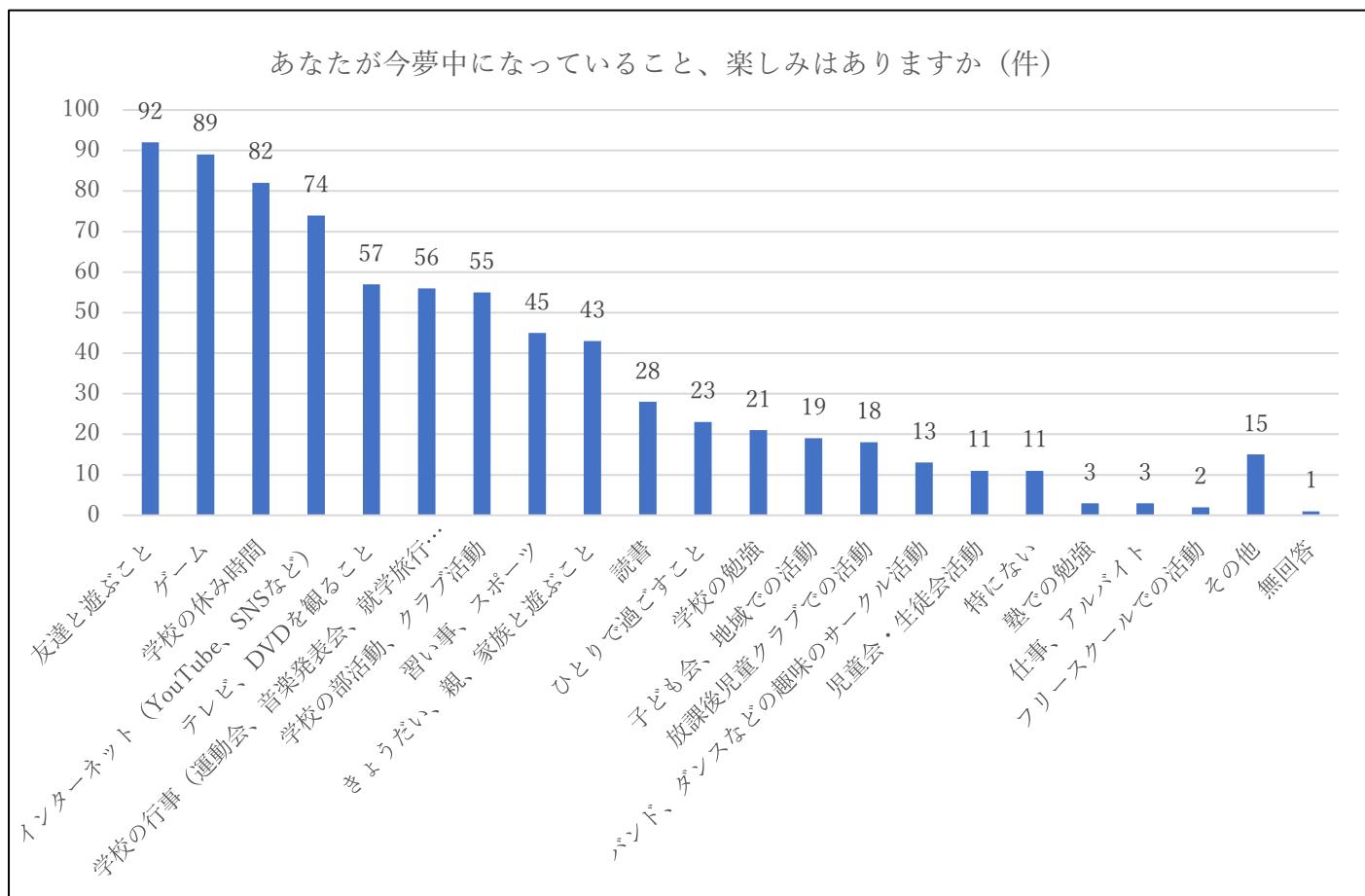
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

また、こども自身がその権利を自覚し、自分の存在価値を理解することが大切であることを述べています。また、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを知ることで、お互いの権利を尊重し合うことが身についていくことを説明しています。

第3段落は、おとの役割について述べています。

第4段落は、見附市ではこれまで、「ふるさと見附を愛することも」「世に役立つことを喜びとすることも」の育成を目指し、学校、家庭及び地域が一体となった総掛かりの人材育成を目指す「共創郷育（きょうそうきょういく）」を推進してきたことを説明しています。

第5段落は、こどもの権利や見附市のこと・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援することへの基本姿勢をこの条例で示すことにより、市民全員がこどもや子育てへの関心をさらに高め、こども・子育てを社会の「どまんなか（=真ん中）」におきながら、社会全体でこどもや子育てを全力で支え、こどもが「見附市に育ってよかった」と誇りを持ち、子育て世代が「見附市に住みたい、住んでよかった」と思えるまでの実現を目指すことを示す決意を述べています。



※その他の意見・・・1人で工作／旅行／スポーツ観戦／遊園地に行く時（行けた時）／家族との旅行／推し／アニメ／ゲーム／イラストをかくこと／おかし・料理作り／登下校／漫画

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育て支援に関する施策を総合的に推進し、もって「みんなで子育て こどもどまんなか 笑顔かがやくまちみつけ」の実現に寄与することを目的とします。

【解説】

条例の目的について定めます。ここでは、こどもと子育て家庭の支援及び地域社会全体でこどもと子育てを応援することに関し、

- (1) 基本理念を定める[第3条]
 - (2) 役割を明らかにする(市、保護者、市民、学校等、事業者の役割) [第4条～第8条]
 - (3) こども・子育て支援施策の基本となる事項を定める[第9条～第14条]
- これにより、「みんなで子育て こどもどまんなか 笑顔かがやくまちみつけ」の実現に寄与することを条例の目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいい、こども・子育て支援施策の対象となる子どもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。
- (2) 保護者 父母等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者をいいます。
- (4) 学校等 学校、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設等の施設をいいます。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

【解説】

条例で使われる用語のうち、特に言葉の解釈を統一する必要がある用語について定めます。

(1) こども

民法上の成人（おとな）年齢である18歳といった一定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、心身の発達の過程にある者について「こども」と定めます。

（こども基本法と同趣旨）

なお、個別の施策の実施に当たっては、施策ごとに対象となる年齢等の範囲を定めます。

◆こども基本法第2条(抜粋)

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。(1) (略) こどもの健やかな成長に対する支援

◆児童福祉法

第3項関係 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(2) 保護者

こどもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、こどもを実際に育てている里親や児童養護施設の長等が含まれます。また、共働き世帯、ひとり親家庭等多様な形態の家庭が存在することにも留意し、状況によっては祖父母や親戚の者等を含みます。

(3) 市民

市内に住所を有する人、市内に住む人、市内で働く人、市内の学校等に通う人をいいます。

(4) 学校等

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設のほか、こどもが育ち学ぶための施設（放課後児童クラブ等）を含みます。

(5) 事業者

市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う全ての人や団体をいいます。

(基本理念)

第3条 こども・子育て支援施策は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。
- (3) 希望する誰もが安心してこどもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保すること。
- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。

【解説】

こどもと子育て家庭を支援し、応援することについて、市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念を定めます。

(1) (2) こどもの人権

児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨を踏まえ、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4つの原則である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」に対応する規定を設けます。

◆こども基本法第3条

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる

ことその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

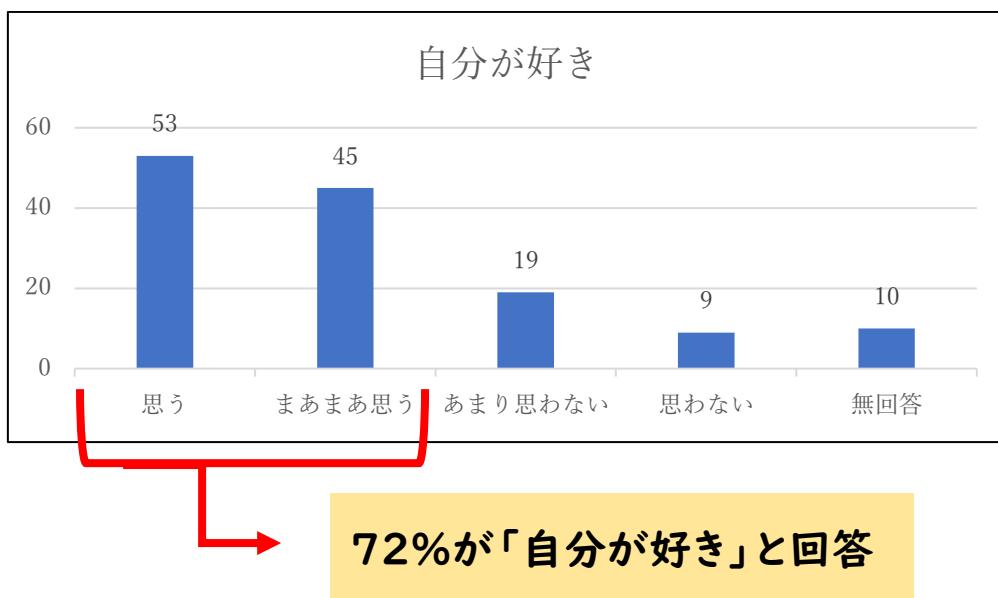
（3）子育て環境

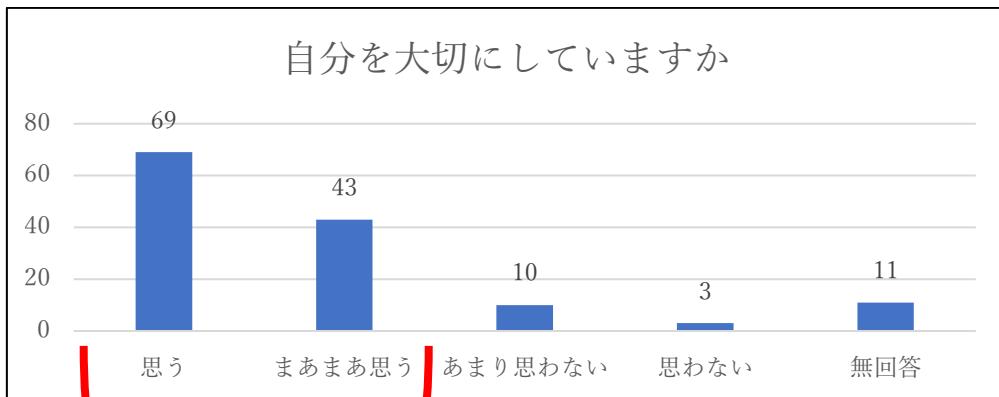
希望する誰もが安心してこどもを生み、育てることができるよう、子育てに対する経済的負担や不安、孤立感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びをもって向き合える環境を整えることが必要です。

（4）地域全体での連携・協働

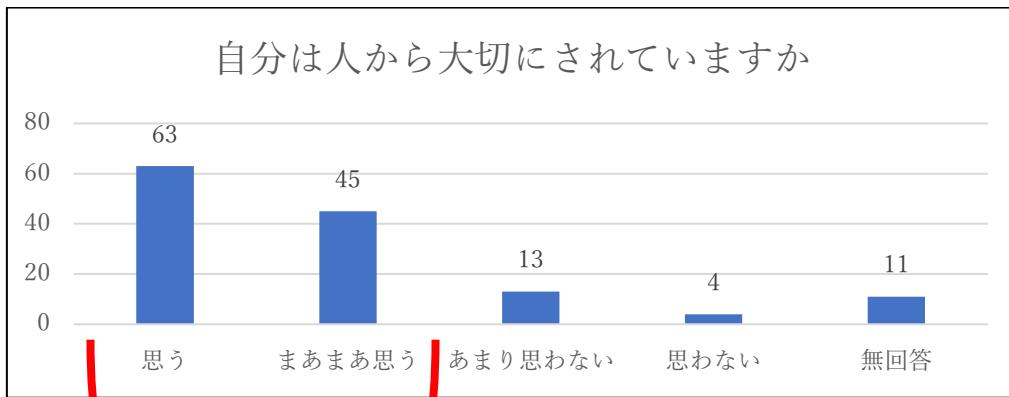
こどもを地域全体で育むためには、こどもに関する全ての関係者である市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに、お互いに連携・協働することが重要です。

<こどもアンケート>

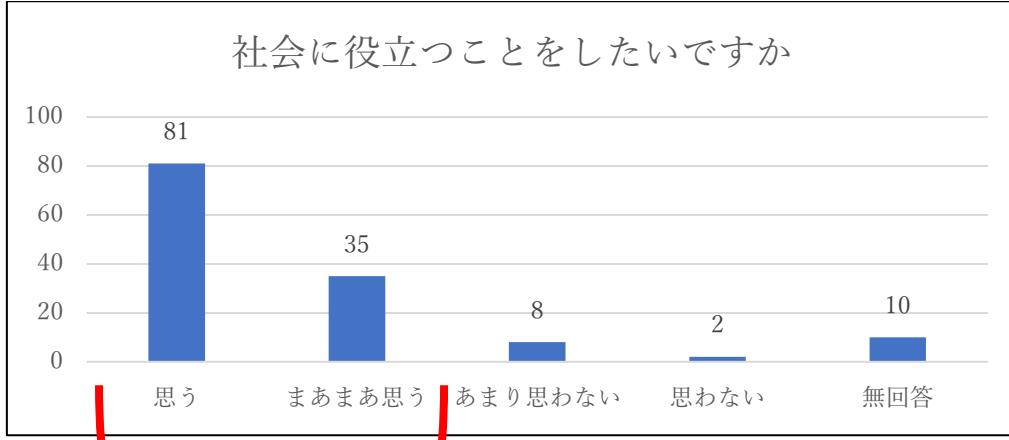




82%が「自分を大切にしている」と回答



79%が「自分は人から大切にされている」と回答



85%が「社会に役立つことをしたい」と回答

第2章 地域社会等の役割

(市の役割)

第4条 市は、こども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

【解説】

条例で定める施策を推進していく上で、行政として市が果たすべき役割を定めます。

(1) 市は、こどもと保護者に対する支援が重要かつ喫緊の課題であるとの深い認識のもと、こどもと子育て家庭を取り巻く環境を調査・分析し、総合的かつきめ細かな施策を国、県及びその他の関係団体と連携し、実施することが必要です。

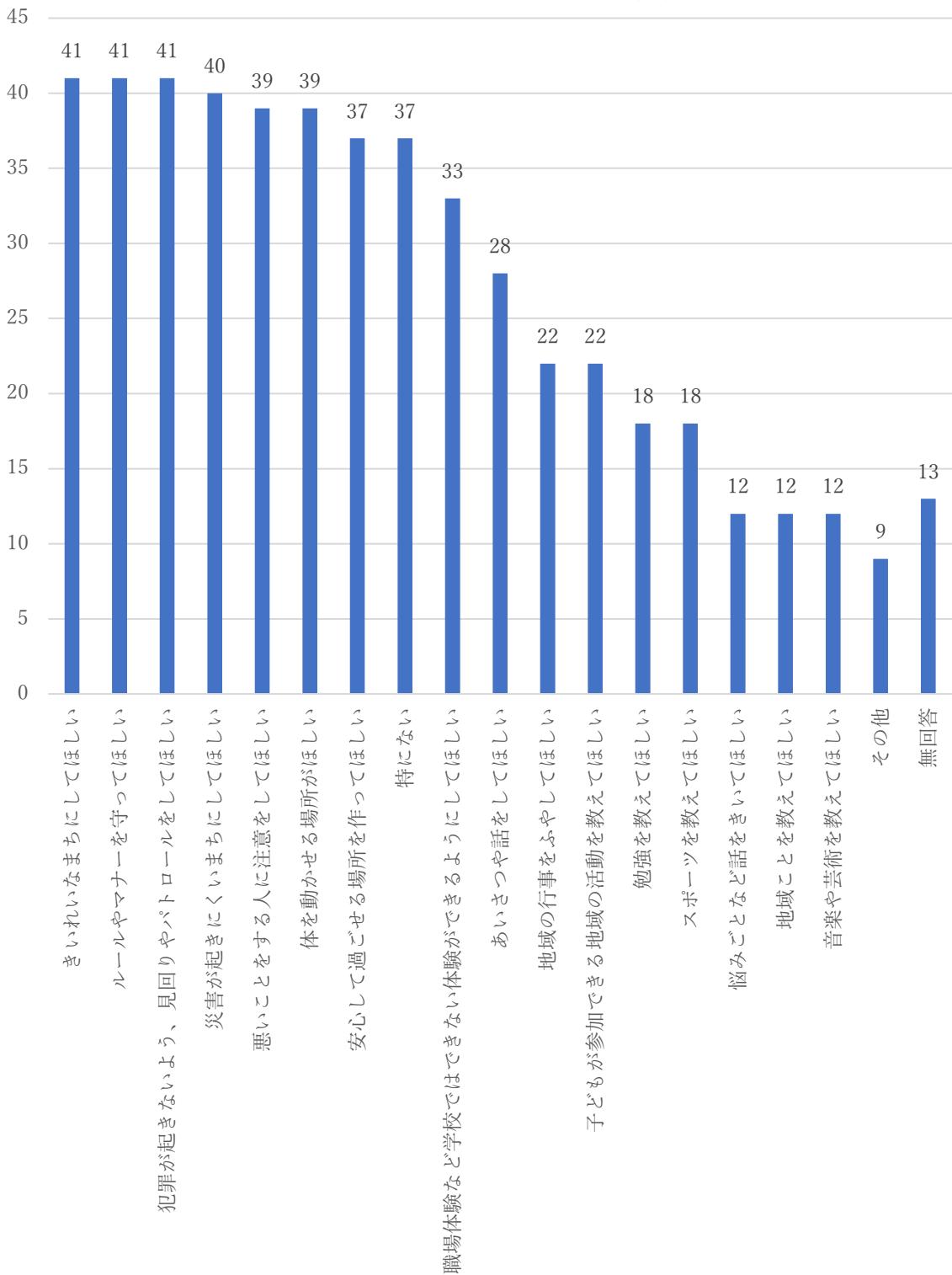
(2) 社会全体での連携及び協働が必要となることから、第5条から第8条に規定する各主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことが重要です。

・ ・ ・ ・ ・ 意見 ・ ・ ・ ・ ・

<こどもアンケートより>

- きれいなまちにしてほしい。
- 犯罪がおきないよう見回りやパトロールをしてほしい。
- 災害がおきにくいまちにしてほしい。
- 体を動かせる場所をつくってほしい。
- 安心して過ごせる場所がほしい。
- イベントをひらいてほしい。
- もっと遊べる場所がほしい。
- 公園、サッカーができる場所、陸上競技場がほしい。
- プレイラボみつけで友だちと遊ぶことが楽しい。プレイラボみつけのようにもっと気楽に遊べる場所を増やしてほしい。
- 障がいのある人もみんなが安心して過ごせるまちになってほしい。
- いじめや虐待がないまちにしてほしい。

家族以外の周り（地域、企業、市など）のおとなの人に望んでいること、
わかってほしいことはありますか（件）



※その他の意見・・・もっと子どもと仲良くしてほしい／イベントをひらいてほしい／サッカーができる場所をつくってほしい／お金がほしい／トリックオアトリート／もっと遊べる場所がほしい／公園がほしい／防災タワーをつくってほしい／陸上競技場を作ってほしい

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの権利について理解し、家庭が子どもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるよう、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てするよう努めるものとします。

【解説】

保護者は子育てについての第一義的責任を有しています。家庭や保護者の在り方は、心身の成長や子どもの育ちに大きな影響を与えるとともに、子どもにとって家庭は心身ともに健やかに成長するための基盤となるところです。

(1) こどもは家庭において、保護者の愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。このため、保護者の役割として、こどもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地よい居場所となるよう努めることを定めます。

(2) 家庭において社会生活を営む上で基礎的な生活習慣を身につけさせることも重要な役割であり、子どもの年齢や成長に応じた子育ての必要性を定めます。

意見

＜検討委員会より＞

○自分の母親たちは共働きでもっと忙しくて子どもの意見等聞いていられないという感じだった。子どもの意見を反映しなかったように思う。母親の立場となった今、私たちが子どもを育てるときに、子どもの心を育てて、大切にしていきたいなど強く思う。

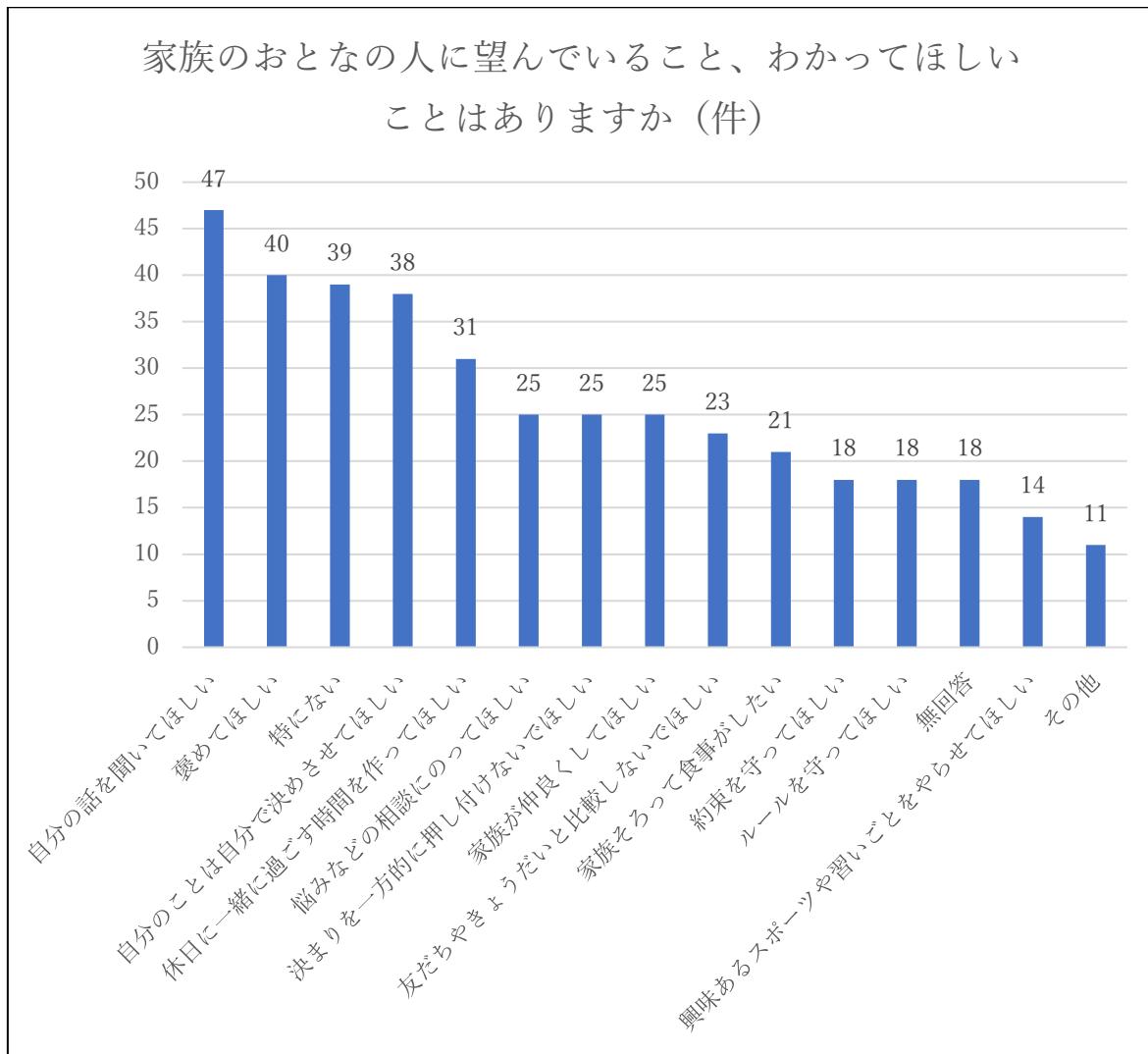
○こどもたちが笑顔でいれるためには本当に母親次第だと思うときがある。母親や一人ひとりの世帯や家庭を支援できる、母親やそれぞれの家庭の声を反映されるような、内容の条例になるとよいと思う。

＜こどもアンケートより＞

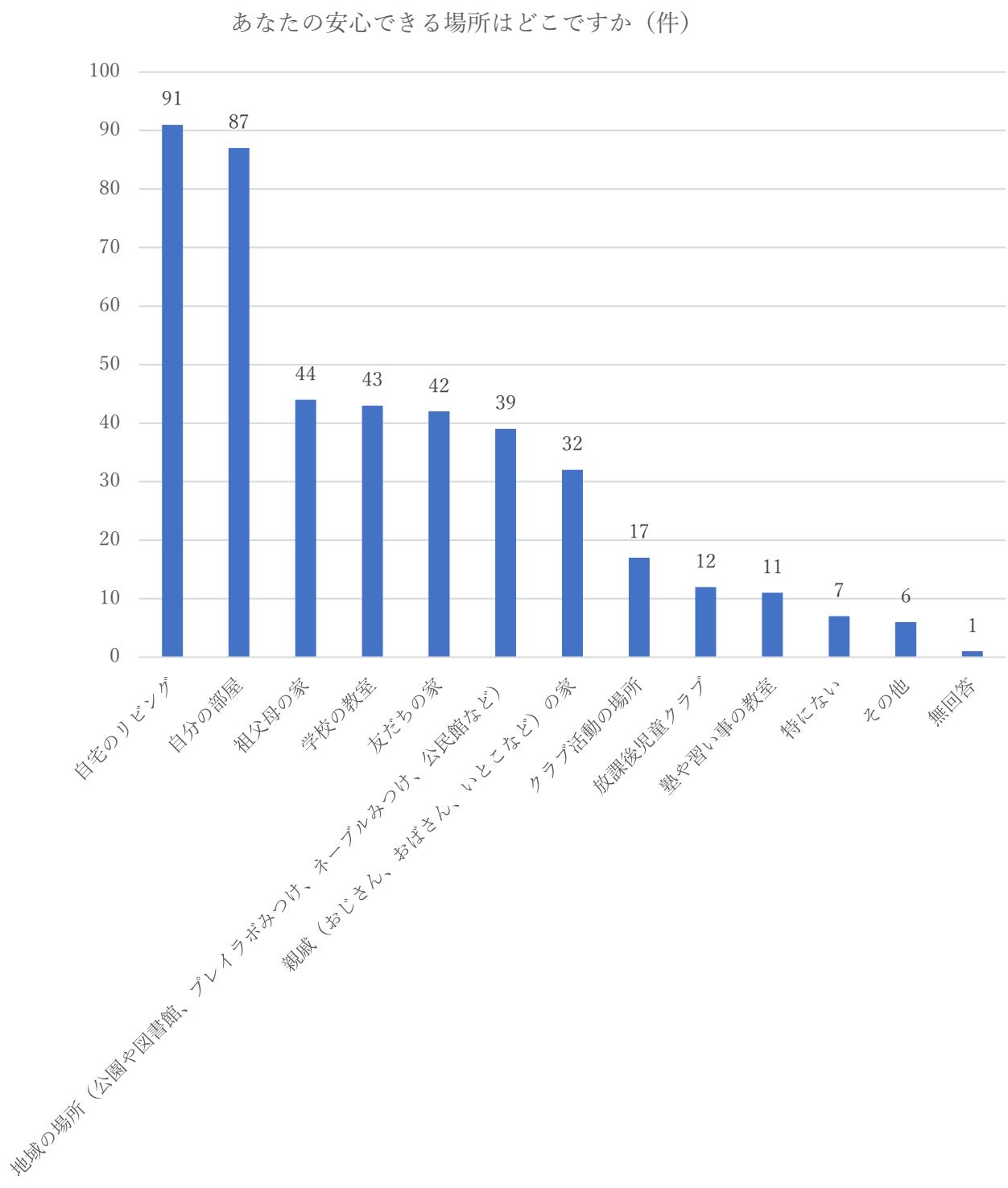
○自分の話を聞いてほしい。

○褒めてほしい。

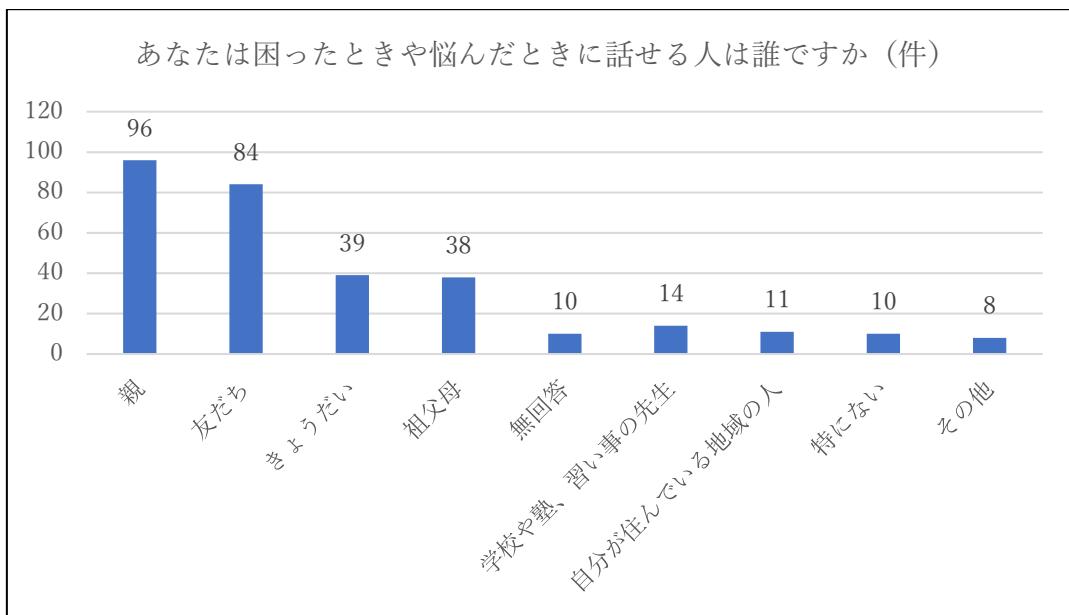
- 自分のことは自分で決めさせてほしい。
- 休日に一緒に過ごす時間を持つてほしい。
- 悩み等の相談にのってほしい。
- 決まりを一方的に押し付けないでほしい。
- 家族が仲良くしてほしい。
- 友だちやきょうだいと比較しないでほしい。
- 家族そろって食事がしたい。
- 約束を守ってほしい。
- ルールを守ってほしい。
- 興味あるスポーツや習いごとをやらせてほしい。
- 家族と幸せにくらしている！
- だいたいしてもらっているから特にない。



※その他の意見・・・旅行にいくこと／男女差別をしないでほしい／旅行にいきたい／推しのこと／オタクのこと／お金がほしい2件／おこづかいがほしい／ゲームの時間を増やしてほしい／だいたいしてもらっているから特がない／児童養護施設内の環境を変えて欲しい／仕事して欲しい



※その他の意見・・・家族のいる場所／ビックスワン／寝室2件／ピアノ／トイレ



※その他の意見・・・自分／コーチ／ネット民／ぬいぐるみ／同居人／職員

(市民の役割)

第6条 市民は、地域のこどもに关心を持ち、地域においてこどもと積極的に交流し、地域との関わりの中で健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

【解説】

(1) こどもは地域において、こども同士の交流やおとなとの多様な関わりを通じて成長していきます。

地域におけるこどもとの関わりがより一層求められています。市民は、地域社会がこどもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識し、地域のこどもにできる限りの关心を持つことが求められます。

また、地域の中で声かけや見守り等を行いながら、こどもが安心して気軽に交流できる場や学びの機会を提供すること等により、健やかに育つことができるよう環境づくりに努める必要があることを定めます。

(2) 地域の一員として、市や地域が行う子どもの健やかな成長を支援するための取組へ協力し、子どもや子育て家庭を応援するよう努めることを定めます。

……意見……

＜検討委員会より＞

○地域の中で子どもと触れ合う場が少ない。気軽に交流できる場や機会の工夫をしなければならない。

○こどもが本当の意味で自立していくためには、その支えとなる方はどのようにあるべきか。こどもたちの自立に関する成長は、おうちの方々や地域の方々のおかげで、伸びてきていると思う。そういう動きを踏まえて、それを支えていくための条例をつくっていきたいと思う。

○地域の中で子どもを育していくというのは、いろんな人の手が多ければ多いほどいいと実感がある。

○コミュニティ活動や学校役員等々を選出するとき等、子育ての負担は地域ごとにかなりの差があるかと思う。

○地域コミュニティの行事等を計画するときに、おとなたちの意見を聞いて計画しているが、こどもたちの意見を聞いて反映させるという経験がない。こどもアンケートに「家族以外のおとなの人々に望んでいること」とあるが、これはこどもたちから出てきたニーズだと思う。条例が制定されたときには、地域コミュニティの行事等にこどもの意見が尊重されるような取組にしたいと考える。

＜こどもアンケートより＞

○もっと子どもと仲良くしてほしい。

○あいさつや話をしてもほしい。

○地域の行事をふやしてほしい。

○子どもが参加できる地域の活動を教えてほしい。

○勉強を教えてほしい。

○スポーツを教えてほしい。

○悩みごとをきいてほしい。

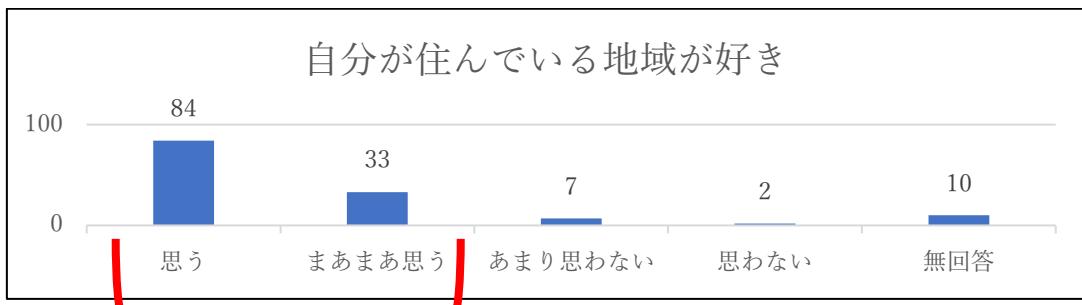
○地域のことを教えてほしい。

○音楽や芸術を教えてほしい。

のイベントをひらくほし

○赤信号で渡るおとながいていや

〇タバコを吸わないでほしい



86%が「自分が住んでいる地域が好き」と回答

(学校等の役割)

第7条 学校等は、子どもが集団生活及びその他の活動を通じて、自分の権利及び他人の権利を尊重することを学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めるものとします。

2 学校等は、こどもと地域とのつながりの拠点の一つとして、家庭及び地域と積極的に交流・協働するよう努めるものとします。

【解説】

(1) 学校等は、子どもが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所であり、子どもの育ちや学びにとって重要な役割を担っており、将来の進路や職業選択の礎となる学力を培う重要な場です。

子どもが変化の激しいこれからの中を生き抜くためには、子ども一人ひとりが、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる確かな学力と、他人を思いやる心、美しいものに感動する心等の豊かな心、さらには、たくましく生きるために健やかな体等がバランスよく調和した「生きる力」を身に付ける必要があります。

このため、学校等は子どもが社会の一員として主体的に生きていくために、集団生活及びその他の活動を通じて生きる力を身に付けることができるよう努めることが求められています。

(2) 学校等が子どもと地域とのつながりの拠点となるよう、地域に開かれた体制をつくること等について定めます。

……意見……

＜こどもアンケートより＞

○もっと気軽に遊べる場所をふやしてほしい。

○学校でタブレット授業がしたい。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、子どもの育ちを支援する取組に協力し、子ども・子育てを応援するよう努めるものとします。

【解説】

(1) 子どもの健やかな育ちには保護者との関わりがとても大切であるため、その役割を果たすことができるよう、育児支援制度の充実や労働時間短縮の促進等、仕事と子育てを両立できるような就業環境を整備することが大切です。市が子育て世代を対象に実施したアンケート調査では、女性の家事・育児に対する負担感が高い（令和元年度に実施した調査では、お子さんの子育てに日常的に関わっている方はどなたかという質問に対して 90.6% が母親と回答）一方で、男性の育児休業取得数が低い水準にある（令和元年度に実施した調査では、男性の育児休業取得数は全体の 1.9%）等、子育て家庭における男女意識の差が、子育てに対する負担感を高めている恐れがあります。

このため、事業者は、職場で働く保護者が安心してこどもを生み育てることができるように、子育てに関する理解を深め、仕事と子育ての両立可能な働きやすい就労環境の整備を図るよう努めることを定めます。

(2) 地域の一員として、市や地域が行う子どもの健やかな成長を支援するための取組へ協力し、子どもや子育て家庭を応援するよう努めることを定めます。

……意見……

＜検討委員会より＞

○会社の中で、子育てしているということについて今こんな悩みがある等、みんなそうだよねって言えるような関係をつくってもらいたい。

＜こどもアンケートより＞

○職場体験等学校ではできない体験ができるようにしてほしい。

○親に夜勤してほしくない。

第3章 こども・子育てを支える環境づくり

(子どもが健やかに育つための支援)

第9条 市は、子どもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等、事業者、国、県及びその他関係機関と連携・協働し、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) こどもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会の提供
 - (2) 犯罪、交通事故その他こどもの健全な成長を阻害する危険等からこどもを守り、こどもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境の整備
 - (3) こどもが遊び、学び、活動できる居場所や施設の整備

こどもが健やかに育つための支援を行うため、市だけではなく、様々な支援策をそれぞれの主体と連携・協働し、次の各号に掲げる施策の実施に努めることが重要です。

- (1) こどもは、学校等による活動や友人との遊び、また、様々な活動への参加、様々な世代の人々との関わり等、多様な体験を通じて、より多くのことを学んでおとなになっていくことから、その機会を提供します。
 - (2) こどもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、交通事故や犯罪、災害等からこどもを守るため環境を整備し、関係機関等と連携した啓発、訓練、交通安全指導等を行います。
 - (3) こどもが安全で安心して遊び、学び、活動する場としての居場所や施設等の整備を行います。

意見

＜こどもアンケート＞

○きれいなまちにしてほしい。

○犯罪がおきないよう見回りやパトロールをしてほしい。

○災害がおきにくいまちにしてほしい。

○体を動かせる場所をつくってほしい。

○安心して過ごせる場所がほしい

○イベントをひらいてほしい。

○もっと遊べる場所がほしい。

○公園、サッカーができる場所

- プレイラボみつけで友だちと遊ぶことが楽しい。プレイラボみつけのようにもっと気楽に遊べる場所を増やしてほしい。
 - 歩道をつくってほしい。

(保護者や子育て家庭への支援)

第10条 市は、市民、学校等、事業者、国、県及びその他関係機関と連携・協働し、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行います。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービス等の充実や、事業者に対して、子育てとの調和のとれた働き方等の啓発を図ります。

【解説】

(1) 保護者の子育てをまち全体で支援することを定めます。こどもが健やかに成長するためには、家庭の果たす役割は非常に大きなものがあります。しかし、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、家事・育児に対する親の負担感の増大等、子育てを取り巻く環境は厳しさを増しています。保護者が妊娠期から継続的に相談できる場所があり、安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援し、大事にし、応援していくことが求められます。

(2) 経済的に困窮している家庭、あるいは障がい児、不登校やひきこもり等、行政として子育てに関して困難を抱える保護者や家庭を把握するとともに、状況に応じた支援を行うことを定めます。

(3) 事業所や子育て家庭に対して、家庭生活との調和のとれた働き方（ワークライフバランス）等の啓発、男性の家事・育児への参画促進、保育事業、放課後児童クラブ活動の実施、子育て支援事業の拡充等、個々の状況に応じた支援を行います。

＜検討委員会より＞

○こどもたちが笑顔でいれるためには本当に母親次第だと思うときがある。母親や一人ひとりの世帯や家庭を支援できる、母親やそれぞれの家庭の声を反映されるような、内容の条例になるとよいと思う。

○子育て中の保護者にとって、いいことしているな、子育てしていることに夢がある等、盛り立ててもらえるような条例制定をしてもらいたい。保護者の大変さも入れてほしい。

○条例ができたとしても、役割分担で繋がってないとなれば、何にもならないとすごく感じられる。いろいろな関係者がいるが、その繋がりがうまくできるようにしてもらわないと子どものためにならない。

＜こどもアンケート＞

○障がいのある人もみんなが安心して過ごせるまちになってほしい。

(支援を必要とするこどもへの支援)

第11条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とするこどもに対し、こどもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめ等の防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

(解說)

(1) 支援を必要としているこどもとは、障がいのあるこども、虐待を受けたこども、経済的に困難な家庭のこども、ひとり親家庭のこども、社会的養護が必要なこども、いじめ、不登校等、悩みや問題を抱えたこども等をいいます。支援を行う場合には、こどもの年齢、成長及びこどもの意向に応じた支援を行います。

(2) 虐待、いじめ、差別等は、最も深刻な子どもの人権侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。このため、市は、学校等や関係機関等と連携を深め、虐待やいじめ等の人権侵害の防止や早期発見に取組みます。

意見

＜こどもアンケート＞

○いじめや虐待がないまちにしてほしい。

(相談体制)

第12条 市は、こども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

【解說】

核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、子育て家庭が孤立する等、子育てに関する悩みを相談する相手がない等の課題に対し、対応していく必要があります。

また、虐待、いじめ、体罰等の相談窓口を広く周知することが重要です。市は、こどもや保護者が、安心して利用できる開かれた相談窓口の充実を目指します。

＜こどもアンケート＞

○悩みごと等話をきいてほしい。

(子どもの社会参加)

第13条 市は、市の施策について子どもが意見を表明することができるよう¹³する等、子どもが社会参加をする場や機会を設けるものとします。

【解説】

子どもの意思表明を通じた社会参加は、子どもが自分の存在を大切だと思えるような自己肯定感を育み、高めていくとともに、社会の一員としての役割を果たしていくうえで重要な意味を持ち、その推進は、子どもが地域への愛情を育み、次代を担うおとなへと成長していくうえでも必要なことです。また、おとなとの関わりは、子どもが社会で生きていくために、コミュニケーション能力を身につけていく過程で必要不可欠なものです。さらに、子どもにとってより良い決定を行い、子どもの最善の利益を確保していくためにも欠かせないものです。

このため、市は、子どもの社会参加に向けて子どもが意思表明する機会を設けることをはじめ、施策への意見反映につながるような仕組みづくりに努めます。

(切れ目のない支援)

第14条 市は、市民が安心してこどもを生み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、必要な施策を実施します。

【解説】

結婚、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期等、それぞれの時期や進学等のライフステージの変化に応じた問題や悩みがあり、それらが子どもの夢や希望の実現を妨げたり、保護者が子どもを産み育てることに喜びを感じられない要因となる恐れがあります。

市は、それぞれの問題や悩みに対応するため、相談支援、情報提供、保健指導、経済的支援等、それぞれのステージに応じた切れ目のない総合的で継続的な支援を行います。

また、市民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、希望する時期に、結婚、妊娠、出産、子育てが出来るような取組みが必要です。

第4章 こども・子育てを支える施策の推進

(計画の策定)

第15条 市は、こども・子育て支援施策についての計画（以下「計画」という。）を策定します。

2 市は、計画の策定に当たっては、こども及び保護者その他の関係者の幅広い意見を聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講じます。

【解説】

(1) 市は、教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の提供等を定めた、現在の「子ども・子育て支援事業計画」を策定することを定めます。

(2) 市では、こども基本法 11 条の規定により、現在の「子ども・子育て支援事業計画」に意見を述べるほか、子育てに関する施策の推進について調査、審議等を行う機関として、現在の「子ども・子育て地域協議会」を設置しています。条例に定める理念をもとに、こども・子育て支援施策の実施に必要な事項、およびその実施状況について調査審議を行います。

◆ こども基本法 11 条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

意見

＜検討委員会より＞

○条例の中で子どもたちの意見を取り入れることがとても大事だ。おとながつくっていくのではなく、子どもの意見を吸い上げていくように、我々のおとなとの本気度が問われているのだと思う。

- 子どもの意見を大事にされるようになってきているので、そういったことを踏まえて、子ども・子育ての条例もつくっていく必要があると思う。
- 子どもたちの声をアンケート等で吸い上げて反映し、子どもたちの考えを大事にしていきたい
- ぜひ広く皆さんから意見をもらってほしい。委員や関係する教育関係者だけではなく、一般の母親からも意見をもらえる場所があるとよい。
- 子ども3人を育てていると、とても大変で、こうした意見を言える場があることがとてもありがたい。見附市は市民の声をとても大切にしてくれている市だと思う。
- 子どもの意見を大事にされるようになってきているので、そういったことを踏まえて、子ども・子育ての条例もつくっていく必要があると思う。

(実施状況の評価)

第16条 市は、計画の適正な進行管理を行うため、施策の実施状況を評価し、その結果に基づき必要な措置を講じます。

【解説】

計画の実効性を高めるため、施策の実施状況を現在の「子ども・子育て地域協議会」に報告し、評価を受け、必要に応じ改善する手続きについて定めます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

【解説】

計画に定める各施策や事業等を総合的に推進、あるいは調整を図るため、推進体制の整備について定めます。

(財政上の措置)

第18条 市は、子ども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

【解説】

こども・子育て施策を実施するために必要な財政上の措置を、その支援が着実に行われるよう実施していくことを定めています。

(広報及び啓発)

第19条 市は、子ども・子育て支援について、子ども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心や理解を深めるため、広く広報及び啓発を行います。

【解説】

本条例の推進にあたっては、地域社会全体でこどもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、理解や関心を深める中で、協働して取り組むことが重要です。

このため、市は、広報紙やホームページのほか、条例の目的や内容を分かりやすく記載したリーフレットの作成、配布等、様々な媒体を活用し、市内外に広く広報、啓発活動を行います。

＜検討委員会より＞

○条例をつくるだけではなく、市民全員がこの条例を知ってほしい。

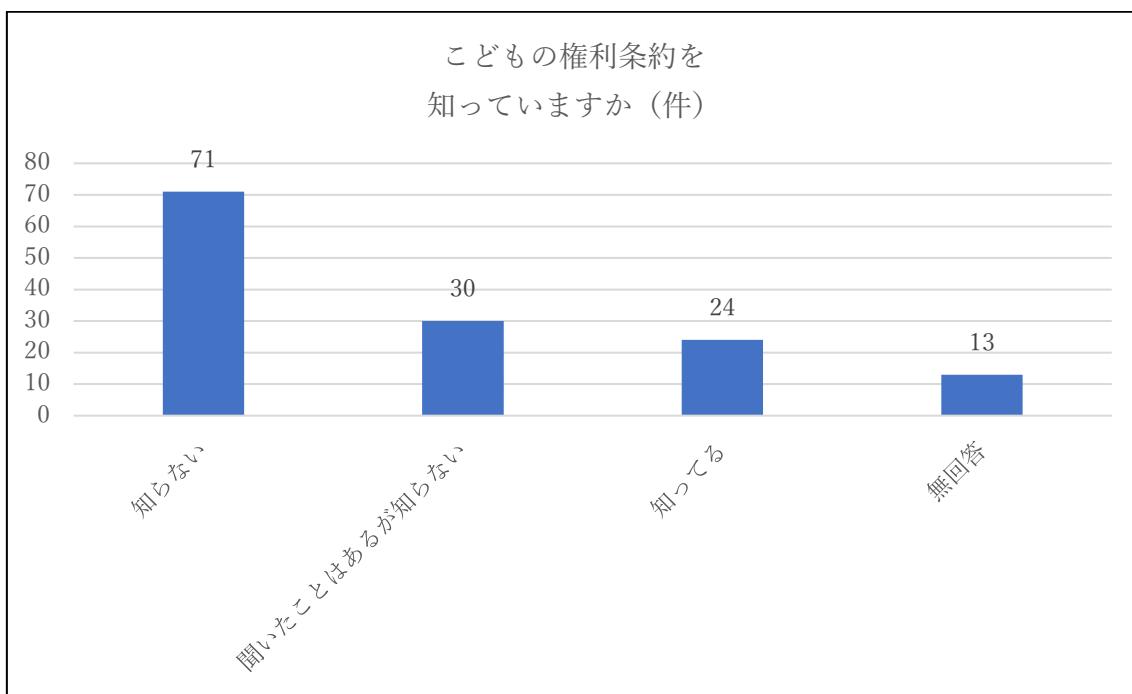
○広く皆さんに理解されて広まっていくことが大切だと感じた。

○他市では小中高のこどもやおとな向けのパンフレットを作っていて、広く教えられ知らせるようにいろいろ工夫している。そういうたパンフレットを見附も考えていいのではないか。

○興味を持たない方にどうやったら伝わるか。

○条例とか条文は、難しい言葉を使っているが、もう少しわかりやすくしてほしい。

＜子どもアンケートより＞



第5章 雜則

(委任)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。

【解説】

条例に規定している事項に関し、細目的な事項を定めることができるとする委任規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

本条に基づき、必要に応じて市長、教育長が規則、要綱等を定めることとなります。